

入札取引の仕組みの変遷（通年・期別・定期注文取引）（平成18年産～22年産）

項 目		18年産	19年産	20年産	21年産	22年産	
取引の概要	通年取引	年間を通じて安定的に上場される米穀を対象として、入札の方法による実物取引(以下「入札取引」という。)により(毎週)定期的を実施する取引	同 左	同 左	廃止 (利用実態に鑑み通年・期別取引を廃止)	同 左	
	期別取引	販売状況に応じた短期的な計画に基づき上場される米穀を対象として、入札取引により(毎週)定期的を実施する取引					
	定期注文取引	先渡し等、売り手・買い手の多様なニーズに応じて、様々な取引条件を付して上場された米穀を対象として、入札取引により定期的を実施する取引					
取引の単位	通年取引	年産及び産地品種銘柄(地域区分別及び確認米を含む)ごとを基本	同 左	同 左	同 左	同 左	
	期別取引						
	定期注文取引						年産、産地品種銘柄に加え、ニーズに応じて取引条件(地域、受渡(引取)時期、受渡地、包装、ロット、価格等)を付すことが可能
取引の手法	通年取引	入札、2札制	インターネットを利用したWeb入札取引システムによる入札、1札制	同 左	同 左	同 左	
	期別取引						
	定期注文取引						入札、1札制
取引実施日	通年取引	端境期を含め毎週1回(水曜日10時締切り、当日が休日の場合等は振り替え)、単場制	年内は毎週実施、年明け以降は隔週実施	同 左	同 左	同 左	
	期別取引						
	定期注文取引						隔週実施
売買取引対象米穀	通年取引	原則2等米以上	同 左	同 左	同 左	同 左	
	期別取引						
	定期注文取引						申出による(複数の産地品種銘柄を括った買上場も可)
上場に当たっての要件	上場比率	通年取引	通年落札下限価格を申し出る場合にあっては、銘柄・売り手ごとの主食用うるち米の販売計画数量(政府売渡数量等を除く)の1/3以上を上場	原則として、銘柄・売り手ごとの主食用うるち米の販売計画数量(政府売渡数量等を除く)の1/3以上を上場 一定の条件を満たせば1/3未満の上場も可(「指値等」欄参照)	同 左	同 左	
		期別取引	—	—			
		定期注文取引	—	—			
	上場頻度	通年取引	毎月1回以上上場	同 左	同 左	同 左	同 左
		期別取引	—				
		定期注文取引	—				
	最低上場数量単位	通年取引	10口以上(ただし、1/3未満上場の場合を除き、月1回上場の場合20口以上)	10口以上(ただし、月1回上場の場合、原則20口以上)	同 左	同 左	同 左
		期別取引	10口以上(ただし、月1回上場の場合20口以上)	同 左			
		定期注文取引	1口以上(複数口を一括した大口取引を申し出ることができる)	同 左			
	端境期	通年取引	販売終了の前月まで毎月1回以上上場	同 左	同 左	同 左	同 左
		期別取引	—				
		定期注文取引	—				

入札取引の仕組みの変遷（通年・期別・定期注文取引）（平成18年産～22年産）

項 目		18年産	19年産	20年産	21年産	22年産	
指値等	通年取引	(1/3以上上場) 落札下限価格（非開示）又は値幅制限（公表）のいずれかを申出が可能 複数回連続して値幅制限を適用した後に落札下限価格を申し出る場合は、直近の下 限価格以下  (1/3未満上場) 年内は落札下限価格（非開示）又は値幅制限（公表）のいずれかを申出が可能 複数回連続して値幅制限を適用した場合の扱いは同上（年内に限る） 年明け以降は常時値幅制限（公表）を適用 （年明け以降とする理由：年内に作柄確定、集荷がおおむね確定、指針が11月末、 その周知期間が必要）	同 左	同 左			
	期別取引	落札下限価格を申し出ることができる（公表）	以下のいずれかの申出が可能 ・落札下限価格(非開示) ・値幅制限(公表)  ただし、落札率が2回連続して50%以下の銘柄については、取引監視委員会が 確認の上、 ・落札下限価格の3%を超える引き下げ 又は ・変動値幅 を適用 なお、年明け以降は上記適用開始に際して、販売進捗・契約進捗を勘案  変動値幅適用銘柄について、落札率50%超になれば落札下限価格の申出が可 能	同 左			
	定期注文取引	(売り注文取引) 落札下限価格を申し出ることができる（公表）  (買い注文取引) 落札上限価格を申し出ることができる（公表）	売り注文取引：同上  買い注文取引：落札上限価格の申出可能(売りに開示)	同 左	値幅制限ルールを廃止し、 落札下限価格の申出に一本 化	同 左	
値幅制限の水準	通年取引	直近の落札加重平均価格を基準価格とし、毎回その±3%（前回の上場と当回の上場の間に 上場しない又は不落札の回が存在する場合にはその回数を乗じた分を加算して値幅を拡大） とする  売り手の申出により、基準価格の引下げを認める	同 左	同 左			
	期別取引	—	直近の落札加重平均価格(落札がなかった場合は落札又は入札下限価格)を基 準価格とし、その±3%とする				
	定期注文取引	—	同 上(売り注文取引)	—	—		
引取期限	通年取引	取引実施日の翌月末	同 左	同 左			
	期別取引	—	—				
	定期注文取引	成約による	申出による	同 左	同 左		
申込価格	建値条件	通年取引	売り手が申出	同 左	同 左		
		期別取引	①産地渡し価格 ②東京又は大阪着価格				
		定期注文取引	申出による				
	価格	通年取引	1等、玄米60kg当たり、税抜き、裸価格	同 左	同 左		
		期別取引	—				
		定期注文取引	申出による				
購入地	通年取引	建値条件が、①産地渡し価格の場合は、買い手が産地渡し又は持込渡しを選択 ②東京又は大阪着価格の場合は、持込渡し	同 左	同 左			
	期別取引	—					
	定期注文取引	申出による					

入札取引の仕組みの変遷（通年・期別・定期注文取引）（平成18年産～22年産）

項目		18年産	19年産	20年産	21年産	22年産		
等級間格差等	通年取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間格差は売り手の申出を受け運営委員会が議決し予め設定</li> <li>・等級間格差、運賃、運賃加減額、包装代、申込口数の単位は売り手の申出を受け、買い手に通知</li> </ul>	同 左	同 左	/	/		
	期別取引							
	定期注文取引						申出による	同 左
申込数量の上限	通常時	通年取引	—	同 左	/	/		
		期別取引					上場数量の1/2	
		定期注文取引					—	同 左
	不作時	通年取引	不作により入札への殺到が予想される場合、過去の実績により、実績のある買い手に優先的に申込数量の枠を設定 作況95以下の不作により入札への殺到が予想される場合、運営委員会の議決を経て、過去の実績により実績のある買い手に優先的に申込数量の枠を設定	同 左	同 左	/	/	
		期別取引						
		定期注文取引						—
買い手の入札参加の制限	通年取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該買い手と売り手が同一人である場合</li> <li>・当該買い手の役員が売り手の米穀の売買取引に係る業務を担当する役員又は職員を兼務しており、かつ、当該売り手が買い手の議決権を所有している場合</li> <li>・当該買い手と売り手の間で、出荷を行う契約を締結している場合</li> <li>・売り手が複数の買い手子会社（議決権の過半数を所有するものに限る）を所有している場合</li> </ul>	同 左	同 左	/	/		
	期別取引							
	定期注文取引						は、当該売り手・買い手間の取引は認めない。	同 左
落札の決定	通年取引	申込価格の高いものから順次落札 ただし、値幅制限で入札上限価格に張り付いた場合は、1/2は申込比率、残りの1/2は直近6ヶ月の買い手の落札実績（前年産を含む）で配分	同 左	同 左	/	/		
	期別取引						申込価格の高いものから順次落札	
	定期注文取引						（売り注文取引） 申込価格の高いものから順次落札 （買い注文取引） 申込価格の低いものから順次落札	同 左
公表	公表日・方法	通年取引	取引当日、センターホームページに掲載	同 左	同 左	/		
		期別取引						
		定期注文取引					同 左	同 左
	公表内容	通年取引	年産及び産地品種銘柄（地域区分別及び確認米を含む）ごとの包装代、消費税等を含んだ落札加重平均価格（指標価格という呼称は止める）、上場数量、申込数量、落札数量、落札率、申込倍率等を各回ごとに公表 産地品種銘柄ごとの月加重平均価格を公表	同 左	同 左	/	/	
		期別取引						全体の価格動向については、例えば前年の生産量（又は流通量）上位40又は50産地品種銘柄（期別取引も含む）の加重平均価格（あらかじめ銘柄と数量を固定）を各回ごとに公表 特定の地域又は特別の栽培方法で生産されている場合には、売り手が希望すれば、他の売り手と分けて指標価格を公表
		定期注文取引						産地品種銘柄ごとの落札加重平均価格、落札数量等を公表 ただし、公表を行うことにより当該取引内容が取引当事者以外の者に明らかになり、円滑な取引に支障が生じると見られる場合には、センターは取引監視委員会の議決を経て、公表の方法について別に取り決め（現行準じる取引及び日常的取引と同様）

入札取引の仕組みの変遷（通年・期別・定期注文取引）（平成18年産～22年産）

項 目		18年産	19年産	20年産	21年産	22年産
情報の開示	通年取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札終了後、売り手に申込価格帯別応札数量を開示</li> <li>・買い手別落札数量については、これまでどおり入札結果通知で売り手に通知 ただし、売り手は通知の内容を落札された米穀の受渡しを実施するために必要な者以外に知らせてはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札終了後、売り手に落札されなかった申込価格別の申込数量を開示</li> <li>・買い手別の落札価格の売り手への開示は行わず、落札加重平均価格を通知</li> <li>・買い手別落札数量については、入札結果通知で売り手に通知 ただし、売り手は通知の内容を落札された米穀の受渡しを実施するために必要な者以外に知らせてはならない</li> </ul>	同 左	/	/
	期別取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ —</li> <li>・ 買い手別落札数量については、これまでどおり入札結果通知で売り手に通知 ただし、売り手は通知の内容を落札された米穀の受渡しを実施するために必要な者以外に知らせてはならない。</li> </ul>				
	定期注文取引	—			同 左	同 左
取引監視委員会	通年取引	毎月前月の取引結果についてそれぞれチェックし、取引監視委員会が事前に設定する基準に触れる案件を、取引監視委員会で調査、審議の上、必要な措置をとる ただし、会長が特段の必要があると認めた場合には、臨時の取引監視委員会を開催する。	毎月、前月の取引結果を審議し、必要に応じ現地調査等を行い、所要の措置 事務局は、委員会の審議に資するため、取引の都度、必要に応じ、関係者から事情を聴取 回毎に変動値幅制限適用要件に適合している銘柄を確認	同 左	/	/
	期別取引	取引監視委員会の事務局は、委員会の審議に資するため、取引の都度、毎回の取引に関して事前に設定する基準に照らし、必要に応じ、関係者から事情を聴取するとともに、特定の買い手又は売り手に対し、一定期間取引を監視する（事情聴取の対象とする）旨を当該買い手又は売り手に通知することができる。 回毎の取引は成立（保留なし）				
	定期注文取引	—			同 左	同 左
その他	定期注文取引 … 匿名上場あり	匿名上場あり	同 左	同 左	同 左	